

平成30年度

芦屋市霊園

使用者常時募集案内

申込受付：平成30年9月6日(木)～平成31年6月28日(金)

芦屋市霊園の使用者を常時募集します。

案内書をよく読んでお申し込みください。

< 募集墓地 >

○募集墓地区画数及び使用料

種別	面積	区画数	1㎡当たり使用料(区分)	使用料(永代)
普通霊園	12.00～52.00㎡	22	150万円(12㎡以上)	1,800万～7,800万円
芝生霊園	12.00㎡	1	112万5千円	1,350万円

『常時募集墓地区画一覧表』(4～5ページ)及び『常時募集墓地区画位置図』(6ページ)をご覧ください。

なお、募集墓地については、区画番号、面積を現地に標示しています。現状で貸付けしますので、必ず現地をご確認ください。

< 申込みできる方 >

申込みをされる方は、次の(1)～(4)すべての項目に当てはまる必要があります。

- (1) 申込日を基準日に1年以上継続して芦屋市内に住所(住民登録をしていること。)を有する方。
- (2) 既に、芦屋市霊園の使用許可を受けていないこと。
- (3) 使用許可後1年以内に施設の使用設備(墓石、巻石等)を設置できる方。
- (4) 使用料を納付書発行後、概ね1か月以内に一括納入できる方。

< 申込受付 >

申込受付期間：平成30年9月6日(木)～平成31年6月28日(金)から

市役所開庁日の午前9時から午後5時30分

(ただし、正午から午後0時45分までは除く。)

受付場所：芦屋市役所市民生活部環境課(市役所北館3階)

< 申込方法 >

- (1) 本案内書の内容を全て確認し、案内書に添付の平成30年度芦屋市霊園使用申込書（常時募集）に必要事項を記入、押印の上、申込みください。
- (2) 芦屋市内に住所（住民登録をしていること。）を有する住民票の閲覧について（申込書に記載箇所あり。）拒否の場合は、**世帯全員の住民票（続柄と本籍の記載があるもの、外国人住民の方は国籍、続柄及び1年以上住民登録を有する記載があるもの。）**を上記の書類に添付してください。
- (3) 『常時募集墓地区画一覧表』（4～5ページ）及び『常時募集墓地区画位置図』（6ページ）を参照の上、いずれか希望する一つの区画番号を選んで申込みください。
- (4) **先着順**で受付けます。ただし、同じ申込み日に複数の申込者があった場合は抽選とし、抽選日については、後日申込者へ案内します。

< 申込み時の注意事項 >

- (1) 申込みは、**1世帯1墓地（区画）**とします。
- (2) **1世帯2通以上**の申込みはできません。
- (3) 申込書に押印漏れ等の不備や誤記のないようご注意ください。
- (4) 申込み受付後、申込んだ区画の変更はできません。
- (5) 申込者の変更は、申込者の死亡のとき以外は認められません。
- (6) 提出していただいた書類等については、返却いたしません。

< 使用料の納付 >

使用料を**納付書発行後、概ね1か月以内**に芦屋市の指定する金融機関で、一括でお支払いください。

< 維持費の納付 >

霊園の維持管理に必要な年間経費として、区画面積1㎡当たり1,200円で算出した額を毎年4月に納付していただきます。

平成30年度分は月割り相当額となり、使用料と一緒にお支払いください。

※区画面積1㎡当たり1,200円は平成30年4月現在の金額です。今後、改正される場合がありますので、ご承知おきください。

<使用許可>

使用料及び維持費が納付されていることが確認できた月の翌月1日付けで霊園使用許可書を郵送します。

<使用時の遵守事項>

墓碑の建立にあたっては、芦屋市の基準に従ってください。（詳しくはお問合わせください。）特に次の点にご注意ください。

- (1) 墓碑の建立にあたっては原則、正面に申込者の家名を表示してください。
- (2) 墓碑は申込者で建立（刻印）してください。
- (3) 墓碑の建立は、使用場所一墓地（区画）につき一基です。
- (4) 墓所の中（使用許可区域内）は申込者の責任で清掃等、管理してください。
- (5) 芝生霊園は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

次の項目のいずれかに該当する場合は、芦屋市霊園使用条例第14条により、霊園の使用を取り消す場合があります。

- (1) 許可を受けた目的以外に霊園を使用したとき。
- (2) 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
- (3) 他人に譲渡する目的をもって使用権を取得したと認めたとき。
- (4) 市長の命じた使用場所の施設の維持管理をなさず、放任のまま5年を経過したとき。
- (5) 許可を受けた後、目的の使用設備をなさず、1年を経過したとき。
- (6) 法令又は条例若しくは条例に基づく規則及び指示に違反したとき。

<使用料の還付>

芦屋市霊園使用条例第10条により既納の使用料は還付しません。

ただし、霊園の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したときは、（使用許可の取消の場合を除く）使用料の7割相当額を還付します。

常時募集墓地区画一覧表

(単位：円)

No.	募 集 墓 地		使用料 (永代)	維持管理費 (年間)
	区画番号	面積 (m ²)		
※1	12-6-0045	12.00	13,500,000	14,400
2	16-3-0004	12.00	18,000,000	14,400
3	21-1-0013	52.00	78,000,000	62,400
4	21-1-0031	30.00	45,000,000	36,000
5	24-3-0059	12.00	18,000,000	14,400
6	25-3-0008	15.00	22,500,000	18,000
7	25-3-0020	12.00	18,000,000	14,400
8	25-3-0039	12.00	18,000,000	14,400
9	25-3-0042	12.00	18,000,000	14,400
10	25-3-0044	12.00	18,000,000	14,400
11	41-2-0026	21.00	31,500,000	25,200
12	41-2-0041	20.00	30,000,000	24,000
13	41-2-0050	21.00	31,500,000	25,200
14	41-3-0082	12.00	18,000,000	14,400
15	43-3-0020	12.00	18,000,000	14,400
16	61-3-0037	12.00	18,000,000	14,400
17	61-3-0044	14.00	21,000,000	16,800
18	61-3-0057	12.00	18,000,000	14,400

No.	募 集 墓 地		使用料（永代）	維持管理費（年間）
	区画番号	面積（㎡）		
19	61-3-0067	14.00	21,000,000	16,800
20	61-3-0087	12.00	18,000,000	14,400
21	62-2-0033	22.00	33,000,000	26,400
22	62-2-0051	20.00	30,000,000	24,000
23	64-3-0018	12.00	18,000,000	14,400

※印の墓地は芝生墓地です

芝生霊園は洋風墓地を設立する目的で造成したものですので、和風墳墓の造営または碑石形像類の建設は認められません。

全て再貸付墓地です。

再貸付墓地は、霊園使用者（霊園の使用許可を受けた者）が使用をしなくなったため、市に返還された墓地です。

平成30年度 芦屋市霊園使用者 常時募集墓地区画位置図



芦屋市霊園「合葬式墓地」

平成33年度開設予定

少子高齢化や核家族化の進展に伴い、墓地に対する価値観の変化や承継が困難になるという課題が顕在化しています。

このことから、現在では承継者を必要としない「合葬式墓地」といった新たな納骨施設のニーズが高まっています。

芦屋市霊園でも、

- ◎子や孫に負担をかけたくない
- ◎無縁になる心配がない
- ◎使用料が安価である

など、市民の多様なニーズにこたえるとともに、単に新しいお墓としてだけでなく、家族や血縁を超えて人々が集い、永続的に継がれていくお墓を目指して、平成33年度開設に向け「合葬式墓地」を建設します。

合葬式墓地とは

- ・市が合葬室とモニュメント(玉石など)でひとつの大きなお墓を建設します。
- ・骨壺から出して他の方々と一緒に納骨(共同埋葬)する「合葬室(4,500体)」と、はじめは骨壺のまま一定期間安置し、その後に骨壺から出して納骨する「一時安置室(800体)」を設けます。
- ・納骨後の遺骨の取り出しはできません。ただし、安置期間中であれば遺骨を取り出すことはできます。
- ・使用期限は永年で、承継は不要です。
- ・墓の管理は市が行い、維持費はかかりません。
- ・使用料は「一般的な墓地」や「納骨堂」と比べて安価です。

整備スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
基本設計	←→				
実施設計		←→			
工事			←→		
開設					←→

合葬式墓地イメージ



申込条件や使用料等、詳細な事項につきましては、平成32年度に決定します。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先
 芦屋市市民生活部環境課
 霊園・火葬場係
 TEL 0797-38-3105

芦屋市では、石材業者の指定はしていません。
石材業者等の申込みの代行はできませんので、
ご自身で申込みください。

問い合わせ
芦屋市 市民生活部 環境課
〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
☎ 0797(38)-3105